

令和8年度 村上市立山北中学校いじめ防止基本方針

～策定の趣旨～

当校は、教育目標「信念とともに山の如く 優しさとともに海の如く 勇気をもってたくましく生きる」の実現を目指し、教育計画の下、生徒一人一人の資質・能力の伸長を図っている。

生徒指導提要の改定にみられるように、生徒を取り巻く環境は多様であり、当校の目指す教育を充実・発展させるためには、すべての生徒が安心して学校生活を送り、主体的、意欲的に諸活動に取り組むことができる環境を整えなければならない。そのため、いじめ防止に向けた指導体制を確立し、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決することを目指して「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめおよびいじめ類似行為の定義

【いじめ】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ類似行為】

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

(いじめ防止対策推進法・新潟県いじめ防止基本方針より)

2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

【いじめの未然防止】

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、同和教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・集団の一員として自覚や自信を育みながら自己有用感を高め、いじめを許さない意識の醸成を図る。

【いじめの早期発見】

- ・全職員が日頃から生徒の観察や信頼関係の構築に努めるとともに、いじめを訴えやすい体制を整える。
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込まず報告し、組織で情報共有・対応を図る。

【いじめへの対応】

- ・組織による着実な初期対応と、心に寄り添う指導支援を行う。
- ・被害生徒の話をよく聞き、客観的に確認し、「毅然・迅速・丁寧」に対応する。
- ・家庭との連携を図り、被害生徒と保護者の思いを反映させた対応をする。
- ・状況により、外部専門家や警察等の関係諸機関と連携して対応する。

3 いじめ対策の基本となる事項

- (1) いじめ・不登校対策委員会：いじめ・不登校対策に向けた中核となる常設の組織
構成員：校長 教頭 生徒指導主事 各学年主任 養護教諭
(SC、被害生徒・加害生徒担任や学年部教職員等)
- (2) 生徒指導部会（兼運営委員会：日常的に生徒指導上の課題に関して対応する組織）
構成員：校長（教頭） 生徒指導主事 各学年生徒指導担当 養護教諭
- (3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門機関
村上市教育委員会 新発田児童相談所 SC SSW スクールロイヤー 村上市警察署
村上市役所（こども課、社会福祉課） 学校運営協議会 小学校 保護司 PTA
- (4) 組織の役割
 - ・「いじめを許さない学校づくり」のための具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
 - ・いじめや類似行為に関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集と記録、職員への周知。
 - ・いじめや類似行為に関する情報があった時に会議を実施し、対応方針の迅速な決定。
 - ・外部機関へのいじめの相談、通報の窓口。

4 基本方針『いじめの未然防止』に向けた取組

- (1) いじめを許さない意識の育成
 - ・「道徳教育」「同和教育・人権教育」を充実させ、お互いの人格を尊重し合える態度を育てる。
 - ・SOSの出し方授業やSNSに関する授業を全校体制で実施する。
 - ・各種便り等を活用しながら、いじめ防止に向けた意識の醸成を図る。
- (2) 学力育成
 - ・「分かる授業」「認め合う集団育成」を通して、いじめを生まない学校風土をつくる。
 - ・基礎学力の向上のために、各学年部で家庭学習に取り組みせ、点検・アドバイスをする。
 - ・授業規律を徹底し、安心して授業を受けられる雰囲気づくりに努める。
- (3) 自己有用感（自分は他人や社会の役に立っているという意識）の育成
 - ・各種集会、たより、教育相談等で積極的に賞賛する場面や機会を設ける。
 - ・学校行事や特別活動で、生徒が主体的に活躍できる場を設定する。
- (4) 社会性の育成
 - ・集団生活に適応できない生徒への継続的な指導、支援を組織体制で丁寧に行う。
 - ・SST、SGE、レクリエーション等を通して、コミュニケーション能力を育てる。
 - ・総合的な学習の時間において、「社会体験活動」を計画的に行う。

5 基本方針『いじめの早期発見』に向けた取組

- (1) 生徒指導体制
 - ・些細な事案でも管理職に報告し、その後の対応についていじめ・不登校対策委員会等で協議する。また「報告・連絡・相談・確認」の意識を全教職員で徹底する。

- ・毎週の運営委員会、定期的職員会議で、情報の共有や組織対応の充実を図る。
- ・毎週金曜日の生徒指導情報交換で、各学年の生徒指導関係についても情報交換を行う。「金曜日情報交換シート」を活用する。
- ・授業前後や休み時間の生徒観察や人間関係の把握に努めながら、生徒との交流やレポートづくり、相談などができるよう配慮する。
- ・欠席状況の把握と必要に応じて保護者連絡や家庭訪問（子どもと共に1．2．3運動）を行う。

(2) 教育相談体制

- ・生活アンケートを月1回（水曜日の朝学活時）実施する。
- ・SCTアンケートを利用して生徒理解に努める。
- ・毎学期に教育相談を行う。担任に限らず、話しやすい教職員による教育相談も実施できる環境を整える。
- ・週1回程度来校するSCと悩みを抱えた生徒との相談機会を設定する。1年生については全員対象のSCとの相談を年度初めに行う。
- ・SCとの面談を2、3年生も全員1学期中に行う。
- ・困っていることや不安なことがあれば、一人で抱え込まず、信用できる人に話すことを継続して伝える。
- ・悩みを抱えた生徒や不登校生徒の対応を、SCやSSWを要請するなど連携を図りながら取り組む。
- ・7月、12月末に保護者面談を実施する。また、保護者の相談対応への啓発を図る。

6 基本方針『いじめへの対応』の取組

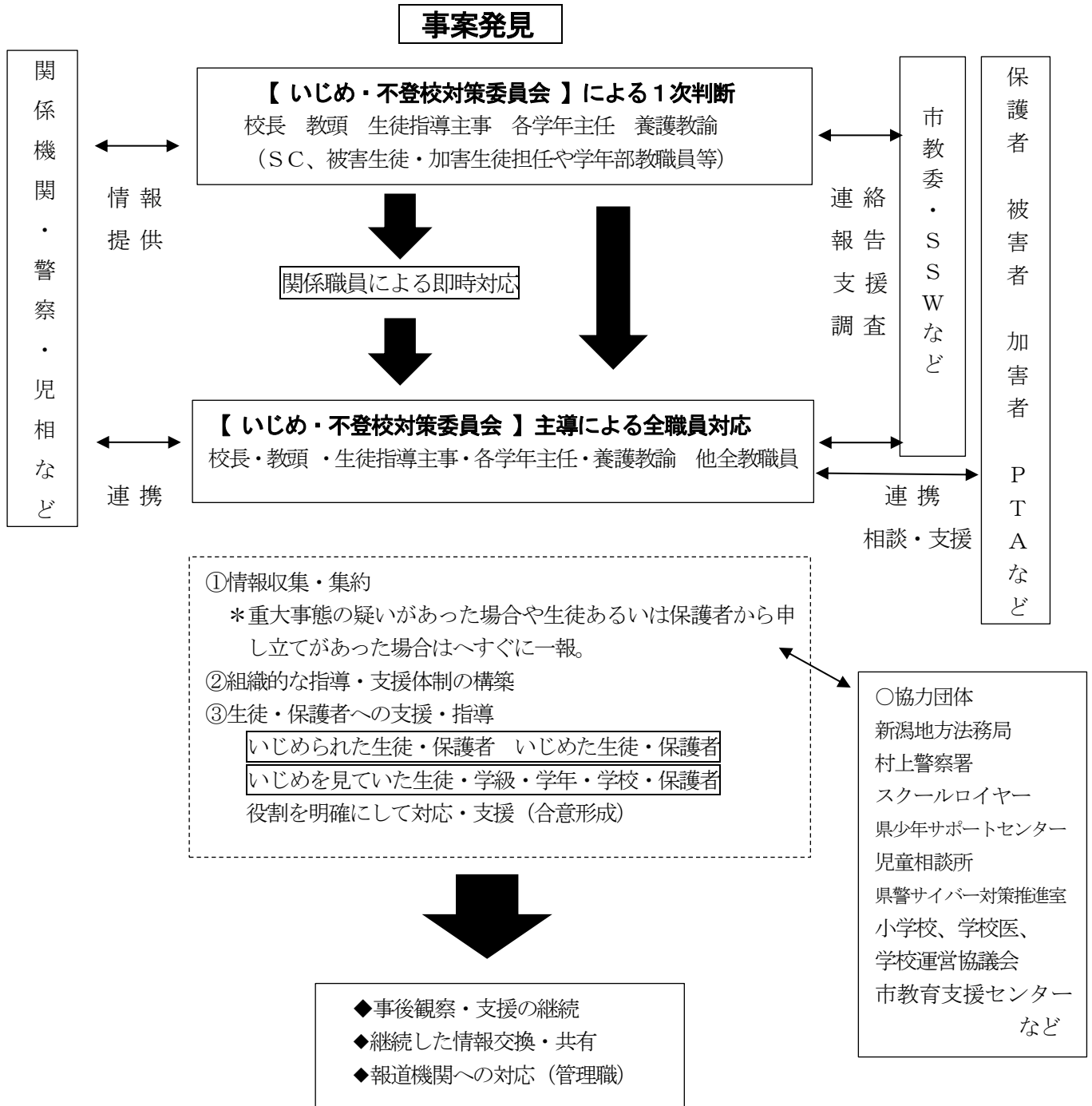
- (1) いじめの事実確認と一次判断を素早く行う。（校長、教頭、担任、学年主任、生徒指導主事等）。
- (2) 被害生徒又はその保護者に対する支援（担任、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長等）。
- (3) 加害児童に対する指導又はその保護者に対する助言（担任、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長等）。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われる場合の関係機関との連携（市教委、警察等）。
- (5) 学校運営協議会やPTA等を活用した、いじめ問題など学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組づくりの推進。
- (6) 合意形成（情報収集・集約⇒方針の策定⇒組織による対応⇒報告・追跡⇒方針の再策定）を強化する。

*いじめ解消の判断基準

以下の2点を基準とする。

- ① いじめと認められる事象が完全に止み、3か月以上経過していること。
- ② 被害を受けた生徒が苦痛を感じていないこと。その判断に当たっては、本人への面談および保護者との情報交換を通して、当該生徒の心情を丁寧に聴き取ること。

[いじめ対応の手順]



7 重大事案への対処（設置者の指導・助言のもとで対応）

（1）重大事態の意味

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合（ズボン下ろしを含む）
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。
- ③ その他の場合
児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉えるものとする。

（2）設置者への報告

- ・重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに村上市教育委員会に報告する。

（3）調査組織の設置（第三者の参加）

- ・基本的には、学校が主体となって調査を行う。
- ・報告事案が重大事態であると判断した場合は、村上市教育委員会の指導の下、公平性・中立性を確保するための第三者の参加を図り、適切な方法により調査を行う。

（4）事実関係明確化のための調査の実施

- ・聴き取りや質問紙調査を実施し、事実を把握する。「事実を明確にする」ために、いじめ行為が「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」「いじめの背景」「生徒の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- ・被害生徒を守ることを最優先として調査を行う。また、生徒の状況に応じた継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。
- ・自殺が起きた場合は、亡くなった生徒の尊厳を保持し、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。

（5）調査結果の提供及び報告

①被害生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・被害生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。この情報提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告する。（いじめ行為がいつ・誰から・どのような態様で・学校がどのように対応したか）
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

- ・質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、被害生徒及びその保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
- ・調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について村上市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

②調査結果の報告

- ・調査結果については、学校設置者に文書等で報告する。
- ・被害生徒またはその保護者が希望する場合は、被害生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、学校設置者に報告する。

8 校内研修

- ・被害、加害が心配される生徒の情報交換及びいじめに対する基本方針の確認（4月および適宜）
- ・人権教育、同和教育研修会（年2回）
- ・ゲートキーパー研修会（年1回）
- ・授業改善研修会（年2回）
- ・生徒指導研修会 *SNS、SOSに係る研修等（年2回）

9 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- ・生徒がいじめを行った場合には保護者にも責務があること（法8条）を説明し、家庭で規範意識を高めってもらうことへの理解や協力を得ながら、いじめを見逃さない雰囲気をつくる。
- ・各種便りや懇談会を通じて、家庭で気になる様子がある場合は、遠慮なく学校に相談するよう呼びかける。
- ・学校評議員会や便り、ホームページを通じて、学校評価アンケートの結果・取組・対応について公表するとともに、地域への啓発も継続して行う。
- ・「山北中学校いじめ防止基本方針」を本校のホームページに掲載し、周知を図る。随時確認・修正を図り、最新の内容になるよう改善を進める。

10 いじめ防止に向けた取組の評価

- ・生徒に対する学校評価アンケートを実施（7月、12月）し、次の学期へ検証・修正する。
- ・教職員に対する学校評価アンケートを実施（7月、12月）し、次年度の取組を修正する。
- ・年度末の学校評議員会で評価結果を説明し、意見を受ける。